第二条第四十二号を同条第四十五号とし、同条第二十九号から第四十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十八号を同条第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十　平成二十六年旧措置法第四十七条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十七号を同条第三十八号とし、同条第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　措置法第四十六条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

様式第一の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項からエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までを次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 | 第42条の４第１項 | 00426 | 法規別表六(六)「11」の欄の金額 |
| | 第42条の４第２項 | 00427 | 法規別表六(六)「18」の欄の金額 |
| | 第42条の４第３項 | 00428 | 法規別表六(六)「23」の欄の金額 |
| | 第42条の４第６項 | 00429 | 法規別表六(七)「７」の欄の金額 |
| | 第42条の４第７項 | 00430 | 法規別表六(七)「12」の欄の金額 |
| | 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成26年旧措置法」という。）第42条の４第９項第１号 | 00011 | 法規別表六(八)「22」の欄の金額 |
| | 第42条の４第９項第１号 | 00486 | |
| | 第42条の４第９項第２号 | 00012 | |
| エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却 | 第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成23年12月旧措置法」という。）第42条の５第１項第１号） | 00016 | 法規別表十六(九)「９」の欄の金額 |
| | 第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第42条の５第１項第２号） | 00020 | |
| | 第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第42条の５第１項第３号） | 00024 | |
| | 第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第42条の５第１項第４号） | 00028 | |
| エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 | 平成23年12月旧措置法第42条の５第３項 | 00030 | 法規別表六(十)「22」の欄の金額 |

様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項中「(償却費)(同条第１項第１号イ)」を「(同条第１項第１号イ）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成25年旧措置法」という。）第42条の５第１項第１号イ（償却費)」に「同条第１項第１号イ))」を「同条第１項第１号イ）又は平成25年旧措置法第42条の５第１項第１号イ)」に「又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号イ（償却費」を「(償却費」に「第11項（特別償却準備金)(平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号イ」を「第11項（特別償却準備金)(平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号イ」に「第42条の５第１項第１号ハ(」を「平成26年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ（」に「(第42条の５第１項第１号ハ」を「(平成26年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ」に「第42条の５第６項（償却費)(同条第１項第１号ハ」を「平成26年旧措置法第42条の５第６項（償却費)(同条第１項第１号ハ」に「第42条の５第６項（同条第１項第１号ハ」を「平成26年旧措置法第42条の５第６項（同条第１項第１号ハ」に「第42条の５第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号ロ（償却費」を「第42条の５第１項第１号ハ、平成26年旧措置法第42条の５第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ又は平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ（償却費」に「第11項（特別償却準備金)(第42条の５第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号ロ」を「第11項（特別償却準備金)(第42条の５第１項第１号ハ、平成26年旧措置法第42条の５第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ又は平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ」に「第12項(特別償却準備金)(第42条の５第１項第１号ニ」を「第12項（特別償却準備金)(第42条の５第１項第１号ハ、平成26年旧措置法第42条の５第１項第１号ニ」に「又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号イ（償却費」を「(償却費」に「第11項（特別償却準備金)(平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号イ」を「第11項（特別償却準備金)(平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号イ」に「、平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号ロ（償却費」を「又は平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号ロ（償却費」に「第11項（特別償却準備金)(第42条の５第１項第２号、平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号ロ」を「第11項（特別償却準備金)(第42条の５第１項第２号又は平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号ロ」に改め、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「平成25年旧措置法第42条の５第２項、」を「平成26年旧措置法第42条の５第２項、平成25年旧措置法第42条の５第２項又は」に改め「又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第２項」を削り「平成25年旧措置法第42条の５第３項」を「平成26年旧措置法第42条の５第３項、平成25年旧措置法第42条の５第３項」に改め、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却の項中「又は平成24年旧措置法第42条